

衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第四区選挙長告示第二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第四区において、候補者届出政党及び候補者からの届出に係る選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定める。

平成二十一年八月十八日

衆議院小選挙区選出議員選挙広島県第四区選挙長 椎 木 夕 力

一 候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじは、広島県庁において平成二十一年八月二十八日午前九時に行う。

二 前項により選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじは、広島県庁において平成二十一年九月一日午前九時に行う。